

自動車売買覚書

令和 年 月 日

売主（甲）

住所

氏名（及び署名）

買主（乙）

住所

氏名（及び署名）

乙は甲に譲渡価総額を支払い、甲は乙に対し自動車を譲渡する。

自動車メーカー (車名)

登録ナンバー (車台番号)

譲渡価総額 金 円

- ・自動車税及びリサイクル券費用を含む。
- ・名義変更等の諸費用は乙の負担とする。

甲は譲渡成立後に瑕疵担保責任（瑕疵修補請求、代金減額請求、損害賠償請求、契約の解除）は負担しない（ノークレーム・ノーリターン）。

名義変更手続きは乙が令和 年 月 日までに行う。期日までに手続きが完了しない場合は甲は車両の永久抹消を行う。

本契約書は2通作成し甲及び乙の双方が署名し各自が1通保有する。

以上